

(様式第1号)

平成28年度第1回 芦屋市行政不服審査会 会議録

日 時	平成28年5月16日(月) 14:30 ~ 16:00
場 所	東館3階 中会議室1
出 席 者	会 長 曾和 俊文 委 員 麻木 邦子 委 員 豊永 泰雄 事 務 局 山口総務部長, 余吾法制担当課長, 本宮文書法制課係長, 島津文書法制課主査
事 務 局	文書法制課法制係
会議の公開	■ 公開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 総務部長挨拶
- (3) 委員・事務局自己紹介
- (4) 議題
 - ア 会長の互選
 - イ 職務代理者の指名
 - ウ 行政不服審査制度の概要について
 - エ 行政不服審査会の役割について
 - オ 不服申立ての状況について
- (5) その他

2 提出資料

- (1) 芦屋市行政不服審査会委員名簿
- (2) 芦屋市行政不服審査会条例(1・2頁)
- (3) 行政不服審査法(抜粋)(3・4頁)

- (4) 新たな不服申立制度のポイント（５～１８頁）
- (5) 審査手続フローチャート（１９頁）
- (6) 市長以外への審査請求・審理員制度の適用除外（２０頁）
- (7) 不服申立ての状況について（２１・２２頁）

3 審議経過

開会

- ・委員の互選（豊永委員の推薦）により曾和委員を会長に選出し、曾和会長の指名により、麻木委員を職務代理者と定めた。

（曾和会長） それでは議題の「ウ 行政不服審査制度の概要」から「オ 不服申立ての状況」までについて、事務局から説明してください。

（本宮係長） 「ウ 行政不服審査制度の概要」、「エ 行政不服審査会の役割」及び「オ 不服申立ての状況」について、「(2) 芦屋市行政不服審査会条例」から「(7) 不服申立ての状況について」の提出資料により一括して説明

（曾和会長） ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問はありませんか。

（曾和会長） 審査会の審議において個別の事案がある場合に、非公開とすることについて、あらかじめ審査会の運営規程等を作成しておく必要はないでしょうか。

（余吾課長） 本市の情報公開条例におきまして、附属機関の会議は原則、公開とされており、個別の不服申立て事案の審議を行うような場合などについては、出席委員の3分の2以上の多数により、非公開とすることができ、審査会の開催ごとに会長が会議に諮って、決定することとしております。

（曾和会長） 各委員の発言は、会議録にどのように記載されるのでしょうか。

（余吾課長） 個別の事案に関する審議の内容を除き、原則として各委員の方の発言をそのまま記載しています。

（曾和会長） 会議録の内容の確認は、各委員がそれぞれ行うのでしょうか。

（余吾課長） 事務局で会議録を作成後、各委員それぞれに確認をお願いしたいと考えております。

（曾和会長） 一件の審査請求について、審査会は何回位の開催を予定していますか。

（余吾課長） 事案の内容によりますが、2回程度を想定しております。ただし、口頭意見陳述を実施する場合や複雑な事案等については、開催回数が増えることになると思います。

(曾和会長) 審査会への諮問の際に提出される資料には、裁決書案も含まれるのでしょうか。

(余吾課長) 諮問書、審理員意見書及び事件記録の写し等とともに裁決書案も提出されます。

(曾和会長) 審査会としては、審理員意見書及び裁決書案の適正性や妥当性について審査することになるのでしょうか。

(余吾課長) そのとおりです。審査の結果、裁決書案と異なる答申が出されることもあるかと思います。

(曾和会長) 審査会に提出された書面について、審査請求人から謄写の請求があった場合は、写しを交付することになりますが、その場合に審査請求人から手数料は徴収するのでしょうか。

(余吾課長) 審査会に提出された書面については、第三者の利益を害するおそれがない限り、審査関係人の請求がなくても、その写しを送付する運用を予定しております。また、本市におきましては、手数料条例に写しの交付に係る手数料は定めておりませんので、手数料の徴収は行いません。

(豊永委員) 事案によるかとは思いますが、一つの事案について、写しの交付の対象になり得るような書類は、どの位ありますか。

(余吾課長) 単純な事案であれば、それほど多くはないと見込んでおります。

(曾和会長) 他に質疑がなければ、以上をもちまして第1回行政不服審査会を閉会いたします。

閉会